解体工事の分別解体によって生じた 特定建設資材廃棄物の再資源化の完了について

発注者への報告が義務づけられています

元請業者は、解体工事から排出された特定建設資 材廃棄物の再資源化の完了に関する記録を作成・保 存するとともに、発注者にその旨を書面で報告しな ければなりません。

(建設リサイクル法第18条・同施行規則第5条)

●報告事項

- ① 再資源化が完了した年月日
- ② 再資源化した施設の名称及び所在地
- ③ 再資源化に要した費用

〈特定建設資材〉コンクリート コンクリートと鉄からなる建設資材 木材 アスファルト・コンクリート

県は、特定建設資材廃棄物の適正な再資源化の確保のため、解体工事の発 注者や受注者に必要な報告を求めたり、解体工事現場や事務所などへの立入 検査を行うことがあります。 (建設リサイクル法第37,42,43条)

〈お問い合わせ先〉特定建設資材廃棄物の再資源化に関すること

山梨県環境・エネルギー部環境整備課産業廃棄物担当 電話055-223-1518 又は管轄の林務環境事務所(甲府市内の解体工事は甲府市)

中北林務環境事務所環境・エネルギー課 峡東林務環境事務所環境・エネルギー課 峡南林務環境事務所環境・エネルギー課 富士・東部林務環境事務所環境・エネルギー課 甲府市環境部環境対策室ごみ収集課

電話0551-23-3090 電話0553-20-2739 電話055-240-4141 電話0554-45-7811 電話055-241-4313

再資源化等報告書

(<u>-</u>	年	∃ 日
(発注者)	*	兼			
	1.	<u>4`</u>			
		住 所			
		氏 名			
	(法人にあっては商号	または名称及び代	表者の氏名)	
		電話番号			
特定建設資	に係る資材の再資源化等に 資材廃棄物の再資源化等が 事の名称 事の場所			ごにより、次 	のとおり、
<u>ک</u> ــــــ ة	<u> </u>				
3 再資	資源化等が完了した年月日	年	月	日	
4 再資	資源化等をした施設の名称	び所在地			
	特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	<u>b</u>	
)
5 特別	定建設資材廃棄物の再資源	原化等に要した費	用	万円	(税込み)